



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

〔省令〕

日 次

- 保安林の指定をする件
- (農林水産四五三)～四六〇)
- 中小企業信用保険法第二条第四項第五号の規定に基づき業種を指定する件(経済産業一三)
- 砂防法第二条の土地を指定する件(国土交通一二二)～一二四)
- 道路に関する件(東北地方整備局一〇、一一)
- 道路に関する件(関東地方整備局四七～五二)
- 道路に関する件(近畿地方整備局三〇、三一)
- 登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件(同三二)
- 登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更の届出に関する件(沖縄総合事務局一)
- 登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件(同三二)
- 登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更の届出に関する件(沖縄総合事務局一)
- 薬事法施行規則及び医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令の一
部を改正する省令(厚生労働一二)
- 電子記録債権法第五十一条第一項の規定に基づき電子債権記録業を営む者を指定した件(内閣府・法務一)
- 保險業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件(金融庁三、四)
- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件(同八)
- (政治資金適正化委七)
- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を「失した旨」の書面の提出があつたので、その旨を公告する件(同九)
- 除籍が滅失した件(法務五三)
- 戸籍が滅失した件(同五四)
- 日本国に帰化を許可する件(同五五)

- 四
- 日本工業規格(国土交通省)
 - 公聴会
 - 一般ガス供給約款の変更の認可に係る
(北海道経済産業局、関東同)
- 九 九 八 八 八 六 四

- 厚生労働省令第十一号
- (薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十
四条第三項(同条第九項及び同法第十九条の二第
五項において準用する場合を含む)、第十四条の
第四項及び第十四条の六第四項(これらの規定
を同法第十九条の四において準用する場合を含
む)、第八十条の二第一項(第一項及び第四項か
ら第六項まで、第八十条の四第三項並びに第八十
二条の規定に基づき、薬事法施行規則及び医療機
器の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部を
改正する省令を次のように定める。

- 平成二十五年二月八日
- 厚生労働大臣 田村 審久
- 〔国会事項〕
- 内閣
- 〔官庁報告〕
- 〔人事異動〕
- 〔官庁事項〕
- 旅券法第十九条の二第一項の規定に基
づく一般旅券の返納命令に関する通知
(外務省)
- 四
- 八 八 八 八 八 六 四

- 裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、
破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

- 厚生労働省令第十一号
- (薬事法施行規則及び医療機器の臨床試験の
実施の基準に関する省令の一部を改正する
省令)
- 〔薬事法施行規則の一部改正〕
- 第一条 薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令
第一号)の一部を次のように改正する。
- 第二百七十四条の二 治験(機械器具等を対象
とするものに限る。以下この条及び次条にお
いて同じ)の依頼をした者は自ら治験を実
施した者は、治験の対象とされる機械器具等
(以下この条において「被験機器」という。)
について次の各号に掲げる事項を知つたとき
は、それぞれ当該各号に定める期間内にその
旨を厚生労働大臣に報告しなければならな
い。
- 第一次に掲げる症例等の発生のうち、当該被
験機器又は外国で使用されている物であつ
て当該被験機器と構造及び原理が同一性を
有すると認められるもの(以下この条にお
いて「当該被験機器等」という)の使用に
による影響であると疑われるもの又はそれら
の使用によるものと疑われる感染症による
ものであり、かつ、そのような症例等の発
生又は発生数、発生頻度、発生条件等の発
生傾向が当該被験機器の治験機器概要書

省令

〔公告〕

○厚生労働省令第十一号

(薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十
四条第三項(同条第九項及び同法第十九条の二第
五項において準用する場合を含む)、第十四条の
第四項及び第十四条の六第四項(これらの規定
を同法第十九条の四において準用する場合を含
む)、第八十条の二第一項(第一項及び第四項か
ら第六項まで、第八十条の四第三項並びに第八十
二条の規定に基づき、薬事法施行規則及び医療機
器の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部を
改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月八日

厚生労働大臣 田村 審久

〔国会事項〕

内閣

〔官庁報告〕

〔人事異動〕

〔官庁事項〕

旅券法第十九条の二第一項の規定に基
づく一般旅券の返納命令に関する通知
(外務省)

四

八 八 八 八 八 六 四

(当該被験機器の品質、有効性及び安全性に関する情報を記載した文書をいう。以下この条において同じ。)から予測できないもの

イ 死亡
モ 死亡につながるおそれのある症例

二 次に掲げる事項(前号に掲げるものを除く。)
イ 次に掲げる症例等の発生のうち、当該被験機器等の使用による影響であると疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるもので、かつ、そのような症例等の発生又は発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が当該被験機器の治験機器概要書から予測できぬるもの

(1) 治療のために病院又は診療所への入院又は入院期間の延長が必要とされる症例
(2) 障害
(3) 障害につながるおそれのある症例
(4) (1)から(3)まで並びに前号イ及びロに掲げる症例に準じて重篤である症例
(5) 後代における先天性の疾病又は異常

ロ 前号イ又はロに掲げる症例等の発生のうち、当該被験機器等の使用による影響であると疑われる感染症によるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるもの又はそれらの使用による影響であると疑われる機器と構造及び原理が同一性を有すると認められるものに係る製造、輸入又は販売の中止、回収、廃棄その他保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置の実施

二 当該被験機器等の使用による影響若しくはそれらの使用による感染症によりがんその他の重大な疾病、障害若しくは死亡が発生するおそれがあること、当該被験機器等の使用による影響若しくはそれらの使用による感染症によりがんその他の重大な疾病、障害若しくは死亡が発生するおそれがあること、当該被験機器等の使用による影響若しくはそれらの使用による感染症によりがんその他の重大な疾病、障害若しくは死

度、発生条件等の発生傾向が著しく変化したこと又は当該被験機器等が治験の対象となる疾患に対し効能、効果若しくは性能を有しないことを示す研究報告

三 当該被験機器等の不具合によって第一号イ若しくはロ又は前号イ(1)から(5)までに掲げるものと除く。)三十日

前項の規定にかかるわらず、治験の依頼をし

た者は又は自ら治験を実施した者は、当該治験が既に製造販売の承認を与えられている医療機器について法第十四条第九項(法第十九条の二第二五項において準用する場合を含む。)の規定による承認事項の一部の変更(当該変更が第四十七条第四号に該当するものに限る。)の申請に係る申請書に添付しなければならない資料の収集を目的とするものである場合に

おいては、前項第一号、第二号イ及びロ並びに第三号に掲げる事項のうち、外国で使用されている物であつて当該治験に係る被験機器と構造及び原理が同一性を有すると認められるものの使用によるものと疑われるもの又はその使用によるものと疑われる感染症によるものについては、報告することを要しない。

3 治験の依頼をした者又は自ら治験を実施した者は、第一項第一号並びに第二号イ及びロに掲げる事項、同号イ(1)から(5)までに掲げる

症例等の発生であつて当該被験機器等の使用による影響であると疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるもの(同号に掲げるものを除く。並びに同項第三号に掲げる事項について、その発現症例一百七十五条において準用する前条)と、第二百七十二条の見出し中「薬物」とあるのは「機械器具等」と、同条中「前条」とあるのは「第一二百七十五条において準用する前条」と、第二百七十五条の見出し中「薬物」とあるのは「機械器具等」と、「医薬品」とあるのは「医薬機器」と読み替えるものとする。

第一項第一号並びに第六十三条第二項中「被験機器」の下に「第三項並びに」を加える。

第六十条第一項及び第六十三条第二項中「第一二八条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第五十条第二項中「医療機器」を「治験機器」に改める。

第三十五条第四項中「恐れ」を「おそれ」に改める。

第五十六条第二項中「第二十一条第二項及び第三十一条第二項中「医療機器」を「治験機器」に改める。

第三十五条第四項中「恐れ」を「おそれ」に改める。

第六十八条の見出しを「(不具合等報告)」に改め、同条第二項及び第三項中「不具合によると疑われる」を「不具合等による」に改め、認められたときの下に「又はその発生のおそれがある」と認めたときを加える。

第七十二条第一項中第十六号を第十七号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の二号を加える。

十 治験の参加を取りやめる場合の治験機器の取扱いに関する事項

第一百七十五条を次のように改める。

(準用)

第二百七十五条 治験については、第二百六十九条から第二百七十二条までの規定を準用す

る。この場合において、第二百六十九条の見出し中「薬物」とあるのは「機械器具等」と、

同条第一項中「治験(薬物)」とあるのは「治験(機械器具等)」と、「以下この条から第二百七十三条までにおいて」とあるのは「以下

と、同項第一号中「薬物」以下「被験薬」とあるのは「被験機器」(第二百七十四条の二第一項に規定する「被験機器」を)と「成分及び分量」とあるのは「構造及び原理」と、

同項第二号及び第三号中「被験薬」とあるのは「被験機器」と、同項第四号中「被験薬」とあるのは「被験機器(第二百七十四条の二第一項に規定する「被験機器」を)と「用法及び用量」とあるのは「操作方法又は使用方法」と、同項第十号中「被験薬」とあるのは「被験機器」とあるのは「被験機器」と、「用法及び用量」とあるのは「操作方法又は使用方法」と、同項第十二号中「被験薬」とあるのは「被験機器」と、同項第十三号中「被験薬」とあるのは「被験機器」と、「医薬品又は薬物」とあるのは「医療機器又は機械器具等」と、同項第十一号中「被験薬」とあるのは「被験機器」と、同項第十三号中「被験薬」とあるのは「被験機器」と、「安全性能等」と、「機械器具等」と、「医薬品」とあるのは「機械器具等」と、「前条」とあるのは「第一二百七十五条において準用する前条」と、第二百七十五条の見出し中「薬物」とあるのは「機械器具等」と、「医薬品」とあるのは「医薬機器」と読み替えるものとする。

ただし、当該治験の依頼をしようとする者が既に当該実施医療機関との治験の契約を締結している又は締結していた場合に、当該契約に基づき交付され、かつ、現に当該実施医療機関に存する当該治験機器に係る交付については、この限りではない。

第二十八条中第三項を第四項とし、同条第二項に「直ちにその旨を」を「その発現症例一覧等に当該被験機器ごとに、当該被験機器について初めて治験の計画を届け出た日等から起算して一年ごとに、その期間の満了後三月以内に」に改め、同項の次に次の二項を加える。

第十一條に次のただし書きを加える。

ただし、当該治験の依頼をしようとする者が既に当該実施医療機関との治験の契約を締結している又は締結していた場合に、当該契約に基づき交付され、かつ、現に当該実施医療機関に存する当該治験機器に係る交付については、この限りではない。

第十四条第一項中「医療機器」を「治験機器」に「すべての」を「全ての」に改める。

第三十二条第一項中「医療機器」を「治験機器」に改め、同項の次に次の二項を加える。

三百一十条第二項中「医療機器」を「治験機器」に改める。

第三十五条第四項中「恐れ」を「おそれ」に改める。

第五十条第二項中「第二十一条第二項及び第三十一条第二項中「医療機器」を「治験機器」に改める。

第六十条第一項及び第六十三条第二項中「第一二八条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第五十六条第二項中「第二十一条第二項及び第三十一条第二項中「医療機器」を「治験機器」に改める。

第六十条第一項及び第六十三条第二項中「第一二八条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第五十八条の見出しを「(不具合等報告)」に改め、同条第二項及び第三項中「不具合によると疑われる」を「不具合等による」に改め、認められたときの下に「又はその発生のおそれがある」と認めたときを加える。

第七十二条第一項中第十六号を第十七号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の二号を加える。

十 治験の参加を取りやめる場合の治験機器の取扱いに関する事項

(医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部改正)

第二条 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成十七年厚生労働省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二十項中「が使用された被験者その他の者」を「使用した又は使用された被験者その他の者」に改める。

第三十二条第一項中「医療機器」を「治験機器」に改める。

第三十五条第二項に次のただし書きを加える。

ただし、当該治験の依頼をしようとする者が既に当該実施医療機関との治験の契約を締結している又は締結していた場合に、当該契約に基づき交付され、かつ、現に当該実施医療機関に存する当該治験機器に係る交付については、この限りではない。

第三十六条第一項中「医療機器」を「治験機器」に改め、同項の次に次の二項を加える。

三百一十条第二項中「医療機器」を「治験機器」に改める。

第三十五条第四項中「恐れ」を「おそれ」に改める。

第五十条第二項中「第二十一条第二項及び第三十一条第二項中「医療機器」を「治験機器」に改める。

第六十条第一項及び第六十三条第二項中「第一二八条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第五十六条第二項中「第二十一条第二項及び第三十一条第二項中「医療機器」を「治験機器」に改める。

第六十条第一項及び第六十三条第二項中「第一二八条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第五十八条の見出しを「(不具合等報告)」に改め、同条第二項及び第三項中「不具合によると疑われる」を「不具合等による」に改め、認められたときの下に「又はその発生のおそれがある」と認めたときを加える。

第七十二条第一項中第十六号を第十七号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の二号を加える。

十 治験の参加を取りやめる場合の治験機器の取扱いに関する事項

第七十六条中「第十一条から」を「第十一条の規定を」に、「第十一条から」に、「第十一条」を「第十一条本文」に、「第五十八条を」を「第五十八条」とあるのは、「を」「第十一条本文中「治験機器」とあるのは」に、「同条第二項各号の」を「同条第二項各号中」に、「治験責任医師」とあるのは「当該製造販売後臨床試験責任医師」と、同条第三項を「当該被験機器について初めて治験の計画を届け出た日」とあるのは「当該被験機器に係る医療機器の製造販売の承認の際に厚生労働大臣が指定した日」と、同条第三項中「治験機器概要書」とあるのは「添付文書」と、同条第四項に、「第五十七条見出し」を「第五十七条の見出し」に、「第五十八条中「治験機器」とあるのは「盲検状態にした製造販売後臨床試験機器」を「第五十八条の見出し中「治験機器の」」とあるのは「盲検状態にした製造販売後臨床試験機器」と、同条中「治験機器」とあるのは「盲検状態にした製造販売後臨床試験実験機器」に改める。

第七十七条中「医療機器」を「治験機器」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第二条第二十項、第二十八条、第五十条第二項、第六十条第一項、第六十三条第一項、第六十八条及び第七十六条の改正規定(「治験責任医師」とあるのは「当該製造販売後臨床試験責任医師」と、同条第三項)を「当該被験機器について初めて治験の計画を届け出た日」とあるのは「添付文書」と、同条第四項に改める部分に限る。)並びに附則第四条の規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令(前条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。)の施行前に実施された又はこの省令の施行の際に実施されている医療機器の臨床試験については、第一条の規定による改正後の薬事法施行規則(以下

「新薬事法施行規則」という。及び第二条の規定による改正後の医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(以下「新基準省令」という。)の規定にかかるらず、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前に治験実施計画書(医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第七条第一項から第三項まで又は第十八条第一項から第三項までの規定に適合するものに限る。)又は製造販売後臨床試験実施計画書(医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第七条第一項から第三項までの規定に適合するものに限る。)が作成された医療機器の臨床試験(前条に該当するものを除く。)については、新薬事法施行規則又は新基準省令の規定にかかるらず、なお従前の例による。

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)

第四条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令の項中「第二十八条第三項」を「第二十八条第四項」に改める。